

高度医療人材養成拠点形成事業 (高度な臨床・研究能力を有する医師養成促進支援)

令和6年度予算額 (案)

21億円

(新規)

令和5年度補正予算額

140億円



文部科学省

背景・課題

医学生及び医学系大学院生に対して、大学病院において、教育的配慮の下で、教育支援者を活用して効果的な臨床実習を行うとともに、研究活動に参画する機会を確保することが必要であり、もって、臨床教育・研究に関する知識・技能等を有する優れた医師を養成し、我が国の医学・医療の発展に貢献する。

事業内容

本事業では、医学生及び医学系大学院生に対して、大学病院を活用しT A、R A、S Aとして教育研究に参画する機会を創出する取組や、教育支援者の活用による大学病院での診療参加型臨床実習の充実に係る取組を行うなど、医師を養成する大学を拠点とし、高度な臨床教育・研究に関する知識・技能等を有する医師養成の促進を支援する。

- 金額：21億円
- 支援対象：医学部を置く国公立大学
- 支援内容：大学病院を活用した実践的な教育に要する、
 - ・T A、R A、S A等経費
 - ・教育支援者、研究支援者の経費
- 事業期間：令和6年度～令和11年度（6年間）

※T A（ティーチング・アシスタント）、R A（リサーチ・アシスタント）、S A（ステューデント・アシスタント）

経済財政運営と改革の基本方針2023（2023年6月）

大学病院の教育・研究・診療機能の質の担保を含む勤務する医師の働き方改革の推進等を図る。

アウトプット（活動目標）

- T A・R A（大学院生）、S A（医学生）の配置
- 診療参加型臨床実習に係る教育支援者の配置

アウトカム（成果目標）

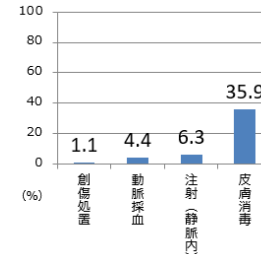
- 高度な臨床能力を有する医師の養成促進

インパクト（国民・社会への影響）、目指すべき姿

- 我が国の医学・医療の発展
- 質の高い実践力のある医師の充実

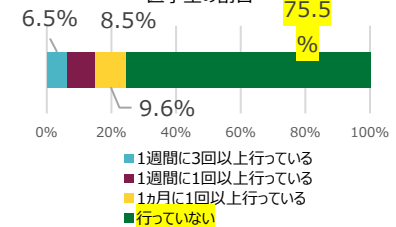
(担当：高等教育局医学教育課)

医学生が「自信を持って行える」と回答した医行為の例



【出典】平成29年度厚生労働行政推進調査事業費補助金「医学部の臨床実習において実施可能な医行為の研究報告書」を基に文部科学省医学教育課が作成

講座(研究室)で実験・研究を行っている医学生の割合

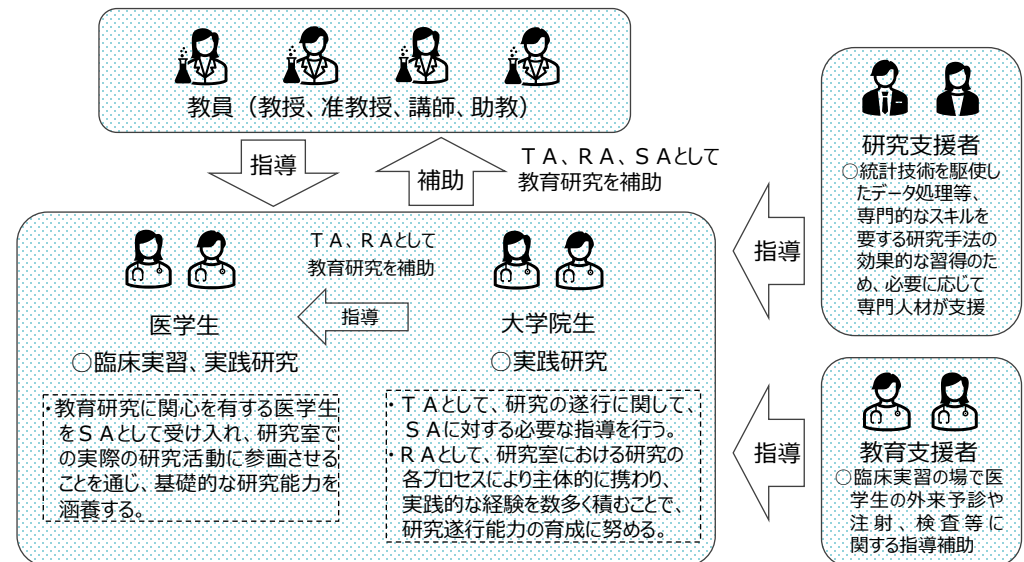


【出典】一般社団法人全国医学部長病院長会議「2022年 医学部・医学科 学生アンケート調査」を基に文部科学省医学教育課が作成

<事業スキーム>

医学部・大学院・大学病院

質の高い臨床教育・研究実施体制の構築



背景

- 我が国の科学論文の世界シェアは各分野で低下がみられ、諸外国に比して我が国の研究力は相対的に低下
- 医師の働き方改革など今後も様々な制約に直面する中で、大学病院は、我が国の医療を支える育育機関としてのより効果的・効率的な運営に向け、それぞれが将来的に目指していくべき姿を明らかにしていくことが必要
- 特に研究面において各大学病院が特色を打ち出し、各機関間の医療情報等研究データの共有をはじめ相互連携による相乗効果を発揮し、教育面において研究面の特色に裏付けられた 医学研究者の養成や診療参加型臨床実習の充実による高度な臨床能力を有する医師を養成することが必要
- また、医師の働き方改革を推進する観点から、医師以外ができることは、極力、教育・研究支援者や他の医療従事者が担うようにすることも重要

本事業の目的

医師の働き方改革を進めながら、医学生及び医学系大学院生に対して、大学病院において、効果的な臨床実習の実施や、研究活動に参画する機会を確保するとともに、教育研究支援者を活用し、研究体制の強化により臨床研究を推進することで、臨床教育・研究に関する知識・技能等を有する優れた医師を養成し、我が国の医学・医療の発展や研究力の強化に貢献することを目的とする。

事業の概要

※ 1 事業終了前年度から補助額は逡減を予定しています。

- 対象機関・…… 医師養成課程を置く国公立大学
- 事業予算・…… 21億円
- 補助上限
 - ①臨床・基礎融合研究基盤人材養成拠点：0.8 億円（10件程度）
 - ②特色臨床研究基盤人材養成拠点：0.4 億円（25～30件程度）
- 補助率と期間※ 1・……国公立問わず定額（10割）令和6～11年度
- 主な事業内容
 - （臨床研究関連）
 - ①臨床と基礎が相互に連携した臨床研究の実施を基盤とした人材養成を推進する取組
 - ②特色ある診療領域の臨床研究の実施を基盤とした人材養成を推進する取組
 - （臨床実習関連）
 - 診療参加型臨床実習の充実に関する取組
- （主な補助対象経費）
 - 教育研究支援者の人件費、医学生のT A、R A、S A経費 等

申請要件※ 2

※ 2 下記の要件に加え、通常の再推費の申請要件、申請資格や評価の観点等も設定します。

- 文部科学省が策定・公表する大学病院改革ガイドラインに基づいた改革プランを策定し、各大学病院のウェブサイトで公表すること
- 本事業に採択された取組を大学病院改革プランに反映させること
- 診療参加型臨床実習の充実に向けた計画を策定し、大学病院改革プランに反映させること

スケジュール（予定）※ 3

※ 3 閣議決定の内容を踏まえた公募となります。国会審議の状況により変更等が生じる可能性があります。

| | | |
|--------------------------|---|-----------|
| 事業説明会 | : | 令和6年2月21日 |
| 公募開始 | : | 令和6年3月7日 |
| 公募締切 | : | 令和6年4月26日 |
| 選定結果公表 | : | 令和6年6月下旬頃 |
| 【参考：大学病院改革プラン】 | | |
| ガイドライン公開 | : | 令和6年2月下旬頃 |
| プランの公表 | : | 令和6年6月目処 |
| (選定された大学は改革プランに、事業内容を反映) | | |